

# 徳島県市町村職員共済組合公報

令和6年6月10日  
徳島県市町村職員共済組合

公告第11号

「徳島県市町村職員共済組合自治会館（ホテル千秋閣を含む。）」管理運営業務委託事業者の公募について

令和6年6月10日

徳島県市町村職員共済組合  
理事長 古川保博

「徳島県市町村職員共済組合自治会館（ホテル千秋閣を含む。）」管理運営業務委託事業者を次のとおり募集する。

## 1 委託業務の内容

### (1) 委託業務

本組合が組合員及びその家族並びに年金受給者（以下「組合員等」という。）の福利厚生施設として設置している「徳島県市町村職員共済組合自治会館（ホテル千秋閣を含む。）」全体の管理運営業務とする。

### (2) 委託条件

管理運営業務の委託については、別に定める「施設管理運営業務委託条件書」に記載された各項目が遵守できることを条件とする。

### (3) 委託施設の設置場所

徳島県徳島市幸町3丁目55番地

### (4) 施設の委託期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。

## 2 応募参加資格の要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 官庁（国の全ての機関）及び地方公共団体等から、指名停止又は一般競争参加資格停止若しくは営業停止を受けている期間中に該当しない事業者であること。

- (4) 業務を受託しようとする企業の役職員並びに関係企業の役職員及び取引先企業の役職員がいずれも反社会的勢力に該当しないこと。
- (5) 業務執行体制及び業務実績に関して、以下の要件を満たしている事業者であること。
  - ① レストラン・宴会部門を併設するホテルの運営実績があること。(フランチャイジーでないこと。)
  - ② 公的宿泊施設の運営受託実績があり、かつ、現在も継続していること。
  - ③ 連結決算(又はグループ決算)において、債務超過でないこと。
- (6) 別に定める「施設管理運営業務委託条件書」により受託し、業務を遂行できる事業者であること。
- (7) 運営企画提案参加申請書等に虚偽の事実を記載していないこと。
- (8) 本組合において、応募参加資格要件を審査した結果、応募参加資格を有する旨通知された事業者であること。

### 3 施設管理運営業務委託条件書等の交付及び問合せ先

#### (1) 交付期間

令和6年6月10日(月)から令和6年7月5日(金)までの間(土日を除く。)  
において、9時から17時までの間(正午から13時までの間を除く。)とする。

#### (2) 交付場所

交付を受ける事業者は、事前に電話連絡のうえ、来局すること。

徳島県徳島市幸町3丁目55番地(自治会館5階)

徳島県市町村職員共済組合施設管理室(担当者:仁木)

電話:088-621-3511

#### (3) 問合せ先

問合せは、原則として、メールでの受け付けとする。

徳島県市町村職員共済組合施設管理室(担当者:仁木)

E-mail:shisetu@toku-kyo.jp

### 4 応募参加資格確認の申請

本件の公募に参加を希望する事業者は、「施設管理運営業務委託条件書」と共に交付する「運営企画提案参加申請書」に同様式に定める必要書類を添付して、次に記載のとおり提出し、応募参加資格の確認を受けなければならない。

この場合において、提出書類の内容について、本組合から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### (1) 提出期限

令和6年7月12日(金)17時まで(必着)

※郵送(記録が残るもの)により提出すること。

#### (2) 提出場所

徳島県徳島市幸町3丁目55番地(自治会館5階)

徳島県市町村職員共済組合施設管理室(担当者:仁木)

## 5 応募参加資格要件の審査及び確認結果の通知

本組合は、提出を受けた運営企画提案参加申請書等について内容審査を行い、応募参加資格を有する事業者であるかを判断し、その結果を令和6年7月19日付け文書により、郵送で通知する。

## 6 業務運営企画書の提出等

### (1) 業務運営企画書の提出

本組合は、前記5の審査の結果、応募参加資格を有する事業者に対して、業務運営企画書の提出を要請することとし、応募事業者は、「施設管理運営業務委託条件書」に従って、業務運営企画書を作成し、次のとおり提出するものとする。

① 提出期限 令和6年8月30日（金）正午まで（必着）

② 提出場所 徳島県徳島市幸町3丁目55番地（自治会館5階）

徳島県市町村職員共済組合施設管理室（担当者：仁木）

※郵送（記録が残るもの）により提出すること。

### (2) 業務運営企画書に関するプレゼンテーション及びヒアリングの実施

応募事業者を対象に業務運営企画書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

実施日については、追って通知することとする。

## 7 委託事業者の選考方法

業務運営企画書の内容について、次の選考基準に基づき審査し、最も高い評価を得た事業者を委託先事業者の候補とする。

### (1) 目的の共有

① 本施設の設置目的を共有すること。

② 組合員等の利用の向上を図ること。

### (2) 安全確保

防災及び食品衛生管理への対応が整備されていること。

### (3) 運営体制

① 清掃、設備管理、警備、夜間要員の配置、施設の維持、安全管理等を行うための運営体制が十分であること。

② 令和7年4月1日から円滑な運営を実現するための体制や考え方が合理的であり妥当であること。

③ 合理的で明確な経営管理体制が整備されていること。

④ 社員・従業員の能力向上を図る体制が確立していること。

### (4) 商品力及び顧客満足度

① 高い顧客満足度を実現すること。

② 魅力的で優れた商品を各部門（宿泊・レストラン・宴集会）で提供すること。  
（前提条件：現在の建物・設備等は基本的に改変しないこと。）

③ ホテル全体を通じて、優れた接客サービスを提供すること。

(5) 売上高の確保

- ① 各部門（宿泊・レストラン・宴会）における集客に関する方針及び方策が明確・適切であること。
- ② 各部門（宿泊・レストラン・宴会）における営業方針が明確で、適正な売上高が確保できること。
- ③ テナントを募集し、適切な賃料で、ビルを賃貸できること。

(6) 収益性

適切な経費で高い収益を確保でき、その収益に対する実効性が高いこと。

(7) 委託方式等

委託方式は、次の方式のいずれかとする。また、業務委託料又は施設使用料等の算定方法が明確であり妥当であること。

(ア) 運営委託方式

(イ) 賃貸借方式

(8) ホテル経営の経験等

- ① ホテル経営の経験が十分であること。
- ② 企業組織の歴史が相応にあり、業績が良好であること。
- ③ 社会貢献・環境対策活動などに取り組んでいること。

8 その他

- (1) 運営企画提案参加申請書、業務運営企画書等の提出に係る費用は、応募事業者の負担とする。
- (2) 提出された運営企画提案参加申請書及び添付書類並びに業務運営企画書は、応募事業者に戻却しない。
- (3) 提出された運営企画提案参加申請書及び添付書類並びに業務運営企画書は、本組合において、本件の公募に係る一連の審査及び決定の業務の目的にのみ使用し、これ以外の目的で応募事業者に無断で使用しない。